

葛卷町農業委員会  
第 3 回総会議事録

1 日 時 平成30年9月21日(金) 午後1時30分から午後1時54分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地等の利用状況報告書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進            ② 門 場 政 一            ③ 藤 森 康 隆  
④ 藤 岡 俊 策            ⑤ 川 崎 美由起            ⑥ 久 保 淳  
⑦ 落 宰 勝            ⑧ 星 野 順 子            ⑨ 南 坂 スガ子

5 議事録署名委員

⑥ 久 保 淳            ⑦ 落 宰 勝

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長)      落 合 咲 子 (主幹)

**事務局長** 　　ただ今から葛巻町農業委員会第3回総会を始めさせていただきます。  
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思  
います。  
よろしく願いいたします。

**会　　長** 　　〔あいさつ〕

ご苦勞様でございます。

9月下旬に入りましたが、なかなか天気も安定しません。明日から恒例の秋まつりが  
始まるわけですが、秋まつりが終わりますとサイロ詰めが始まります。毎年のように作  
業事故が起きておりますが、今年は事故のないように気を付けて作業をしていただき  
たいと思っております。

**議　　長** 　　〔開　　会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

**議　　長** 　　《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、6番久保委員、7番落宰委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

**議　　長** 　　《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

**議　　長** 　　【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

**議　　長** 　　《日程第 3 》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

**議　　長** 　　【事務局長 挙手】

事務局長。

**事務局長** 　　はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思  
います。

月　　日	内　　　　　　容	出　席　者
8月28日(火) ～29日(水)	第2回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会・ 研修会 (盛岡市 ホテル紫苑・JAいわて中央)	会長／会長職務代理者 ／事務局長

9月1日(土)	第47回森林組合デー (町内 グリーンテージ)	会長/事務局長
4日(火)	農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック 別研修会 (町内 グリーンテージ)	会長ほか農業委員7名 ・推進委員10名/事務 局長
7日(金)	葛巻町議会9月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長
9日(日)	第64回葛巻町ホルスタイン共進会 第8回葛巻町和牛共進会 (町内 体験交流センター)	会長/川崎委員/端坂 推進委員
11日(火)	葛巻町議会9月会議 一般質問 (役場 議場)	会長/事務局長
14日(金)	現地確認 (町内)	藤岡委員/落宰委員/ 事務局長/主幹
	葛巻町議会9月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議 長

次に、日程第4「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は、1ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件で、●●●●の携帯電話基地局設置に伴う工事用地でございます。

農地の所在は●●第●●地割字●の畑1筆3,181㎡の一部を使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりです。位置につきましては4ページをご覧ください。コンクリート柱の設置予定地は、●●●●●●から●●●●●●を約200m進み、分岐点となる●●さんの●●から●●●●●●を約50m進んだ左手脇の農地です。6ページに今回の平面図を添付しております。資材置場及び作業スペースとして101.63㎡を使用するもので、期間は10月から12月までの約3カ月を予定しております。2ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

また、携帯電話基地局の建設計画につきましても、同日付で●●●●株式会社から提出されておりますので申し添えます。

なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番落宰委員にお願いします。

#### 【7番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。

7番 この案件は、携帯電話基地局の設置工事用地として一時的に使用するもので、牧草が作付けされています。工事にあたっては鉄板を敷設して行われることや町道及び山林に挟まれていることから農地への影響は少ないと思われます。

このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

### 《日程第 5》

議長 次に、日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、8ページから9ページをご覧ください。転用事業者の株式会社●●●●●●●●●●●●から、風力発電設備設置工事用地及び工事用道路として使用するため、1番及び2番の案件は平成28年8月10日に、次のページの3番の案件は昨年5月10日に一時転用許可を受けていたもので、3件とも平成32年11月30日まで転用期間を延長したいとする事業計画変更申請書が9月5日に提出された案件でございます。

12ページ及び14ページをご覧ください。上段の表が変更前、下段の表が変更後の工程表でございます。当初の完了予定年月日は、1番及び2番の案件は平成31年8月9日、3番

の案件は平成32年5月14日としておりましたが、3件とも別綴の変更申請書に記載のとおり、電気事業法に基づく届出の受理や立木伐採・抜根などに時間を要し、作業工程が遅れていることが変更理由で、用途及び事業内容の変更は一切ございません。

10ページ及び11ページ、13ページの事業計画変更申請に関する意見書(案)をご覧ください。3つの案件に対する意見をまとめたものですが、「許可後の計画変更承認基準からみた意見」の区分2に記載しているとおり「やむを得ない事情であり、転用事業者の故意又は重要な過失ではない」ことなど、区分1から6の各項目に記載のとおり、変更後の転用事業が農地転用許可基準により、転用許可相当であると認められるものです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は15ページをご覧ください。

議長 農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画について説明いたします。案件すべてが労力不足若しくは経営を廃止するため貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりでございます。

議長 それでは1番の1の案件は賃貸借、●●字●●の畑2筆合計12,275㎡と1番の2の案件は使用貸借、●●字●●の田3筆合計4,863㎡は、いずれも●●●●●●の●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。

議長 次のページをご覧ください。3番の案件、●●第●●地割字●●の田と畑2筆合計3,745㎡は、●●●の●●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。

議長 続きまして4番の案件、●●第●●地割字●●●●及び●●地割字●●の畑2筆合計2,776㎡は同地区の●●●●●●さん、5番の案件、●●第●●地割字●●●●の畑969㎡は同地区の●●●●●●●●●●さんの農地で、いずれも同地区の●●●●●●●●●●さんとの利用権再設定です。

次のページをご覧ください。5番の案件、●●第●●地割字●●の畑10,822㎡は、●●の●●●●●さんの農地で、●●地区の●●●●さんとの利用権再設定です。

続きまして7番の案件、●●第●●地割字●●●●及び●●地割字●●の畑4筆合計10,763㎡は相続未登記地のため、●●地区の●●●●●相続人代表●●●●●さんが利用権を設定するもので、●●地区の●●●●●さんとの再設定です。

以下、8番及び9番の案件も●●さんとの案件です。

それでは8番の案件、●●第●●地割字●●の田1,857㎡は同地区の●●●●●さん、次のページ9番の案件、●●第●●地割字●●の田2筆合計1,982㎡は同地区の●●●●●さんの農地で、どちらも新規設定です。

続きまして10番及び11番の案件は、●●●●地区の●●●●●さんの農地です。

まず10番の案件、●●第●●地割字●●●●の畑4,714㎡は、同地区の●●●●●さん、次の11番の案件、●●第●●地割字●●●●の畑1,814㎡は、同地区の●●●●●さんとのどちらも新規設定です。

次のページをご覧ください。12番の案件、●●第●●地割字●●●●の田と畑13筆合計9,688㎡は同地区の●●●●●さんの農地で、公益社団法人岩手県農業公社との新規設定です。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議長 次に、日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は20ページをご覧ください。

この案件は、先ほど議案第3号の12番の案件でご審議いただいた●●●●地区の●●●●●さんの農地13筆合計9,688㎡でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするも

のです。この配分案については、次のページの優先順位検討表をご覧ください。一覧表に記載されている6名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●地区の●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、22ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

9月4日、●●地区の●●●●さんからの届け出で、昨年12月に亡くなられた母●●さんの所有地を相続により取得したもので、畑5,610㎡には飼料作物が作付けされるなど適正に管理されております。

なお、受理通知書については、9月5日に送付しております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第9》

議長 次に、日程第9「報告第2号 農地の利用状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】





上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年9月26日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_